

公 示 日 : 2022 年 5 月 25 日(水)
調達管理番号 : 22a00187
国 名 : モザンビーク国
担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム
調 達 件 名 : モザンビーク国漁業水揚場利活用モデル確立によるバリューチェーンに沿った生産性改善プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 7 月上旬から 2022 年 8 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 0.70 人月、国内 0.50 人月、合計 1.20 人月
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	21 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 2022 年 6 月 8 日(水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2022年6月21日(火) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	アフリカ地域／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 :
- 本調査を受注した法人及び個人(補強所属元企業含む)は、当該技術
協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

モザンビーク国は、アフリカ大陸第 3 位の約 2,700km に及ぶ海岸線とそれに
伴う広大な大陸棚面積(70,000km²)及び排他的経済水域面積(567,883km²)を有
しており¹、多様な水域環境と内陸部からの栄養塩の供給により豊富な海洋資源
に恵まれている。

しかし、漁業人口約 42 万人の約 80%が零細漁業従事者にあたり、操業域が沿
岸部から 3 海里以内と限定的であるため、海洋資源の大半は未利用の状態²にあ
り、零細漁業の開発促進が求められている。

JICA は当国沿岸全域の零細漁業を対象に協力可能性を検討すべく、2021 年 10
月～2021 年 11 月に沿岸漁業開発及び漁業インフラ分野において情報収集・確認

¹ FAO Country profile およびFAO food balance sheets (2017)

² 水産開発計画 2010-2019 (PDP II)

調査を実施した。その結果、非効率な漁法による地先海域での過剰漁獲、未整備のアクセス道路、鮮度劣化を招く集荷・流通体制、漁民組織の欠如、水産統計データの不足等、水産バリューチェーンにまたがる課題が明らかとなった。これら開発課題を踏まえ、零細漁業水揚場を拠点とした零細漁業振興の必要性が確認された。

当国政府は近年、海洋・内水・漁業省（MIMAIP、以下、「漁業省」という。）やブルーエコノミー開発基金（ProAZUL、以下「ProAZUL」という。）といった水産セクターにおける政策実施機関を設置し、海面漁業規約の改定（2020年）により零細漁業の対象海域を3海里から12海里に拡大するなど、未利用資源の開発を含めた水産開発に注力している。当国の政府5か年計画（2020-2024年）では、適切な漁法の確立と促進、水産インフラ設備の建設、持続的な資源管理等を通じた零細漁業の振興・強化を水産セクターの目標として掲げている。

本プロジェクトは、新海域（12海里まで）での漁業促進や水産バリューチェーン開発のために零細漁場水揚場の利活用戦略・アプローチからなる零細漁業開発計画策定を目指しており、当国の政策に合致する。また、本事業で策定する零細漁業開発計画は当国政府5か年計画の後継計画において目標達成に寄与する具体的なプログラムとして実施されるとともに、水産セクター開発戦略の道筋となることが期待される。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と調査項目等を整理したうえで、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトの内容を協議議事録（M/M: Minutes of Meetings）で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性、整合性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2022年7月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② モザンビーク国側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成

する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。

- ③ プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2022年7月中旬～2022年7月下旬)

- ① JICAモザンビーク事務所等との打合せに参加する。
- ② モザンビーク国側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、JICA団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり想定するが、これ以外にも調査すべき項目がある場合にはプロポーザルにて提案すること。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 事前評価表を作成するにあたり必要となる本案件に関する指標や目標値、裨益者に関する各種基礎データ
 - オ) 本プロジェクトに関連する他援助機関や実施機関であるブルーエコノミー開発基金 (Blue Economy Development Fund : ProAzul) が主導する活動の動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録 (R/D : Record of Discussions) を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D (案) (英文) 及び協議議事録 (M/M) (案) (英文) の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAモザンビーク事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2022年8月上旬～2022年8月中旬)

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ⑤ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、JICA団員が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2022年8月12日(金)までに提出。

次の①～④を電子データにて提出すること。

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ② 事業事前評価表（案）（和文）
- ③ リスク管理チェックシート（案）（和文）
- ④ 調査における面談議事録・収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ドーハ⇒マプト／マプト⇒ドーハ⇒日本を標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2022年7月10日～7月30日を予定しています。
現時点でモザンビーク入国時に隔離は不要です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA モザンビーク事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：英語⇄ポルトガル語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ モザンビーク国 ナカラ港緊急改修計画準備調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000007921.html>
- ・ モザンビーク共和国 マプート魚市場建設計画準備調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000019765.html>
- ・ モザンビーク共和国 マプート魚市場建設計画準備調査(予備調査)報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255556.html>
- ・ モザンビーク共和国 地方開発・持続可能な経済振興プログラム準備調査(水産分野)報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000249103.html>
- ・ モザンビーク共和国 ナカラ港開発事業準備調査(その1)報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000252482.html>

- ② 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループから配布しますので、(edga1@jica.go.jp)宛にご連絡ください。
- ・ モザンビーク国漁業振興のための情報収集・確認調査（漁業インフラ）業務完了報告書
 - ・ モザンビーク国漁業振興のための情報収集・確認調査（沿岸漁業開発）業務完了報告書

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モザンビーク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上